

令和7年5月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年5月30日(金) 午後1時00分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸（欠席）
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子（欠席）	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟		
8 番	市藺 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

【農地利用最適化推進委員】

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇藺 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
08. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
09. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
10. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主幹
農地係主任主査 農地係主査 振興係主任主査

	事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長		ただいまから、令和7年5月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、18名中16名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議 長		まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	〔事務局 報告〕
		——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長		次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、農業委員18番、農業委員1番に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長		次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、1～2ページです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津で、田が1筆の、面積が844㎡で、贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員4番です。調査報告いたします。令和7年5月14日、申請地を調査した後、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行いました。譲受人は、一人で住んでおられ、自宅から5分程の申請地を、今年から自分で稲作をするとのことですが、作業は昨年まで耕作されていた人に全般を委託し、本人は、水管理と草刈りを行うということで、農作業用機械は、刈払機のみです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、増田で、田が1筆の、面積が1,099㎡で、売買による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 7 番です。調査報告いたします。令和 7 年 5 月 14 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は 2 人で、農作業用機械は、トラクター 2 台、管理機 3 台、マルチャー 1 台、軽トラック 1 台で、主に野菜を栽培するとのことです。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 3 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳で、畑が 1 筆の、面積が 332㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、3 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 7 番です。調査報告いたします。令和 7 年 5 月 20 日、譲受人と現地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は息子さんと 2 人で、農作業用機械は、トラクターや軽トラックなど、揃っております。野菜を作られるそうです。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 4 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松で、田が 2 筆の、合計面積が 1,215㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、4 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、推進委員 5 番です。調査報告いたします。令和 7 年 5 月 17 日、譲受人宅を訪問し、〇〇行政書士の立ち合いのもと、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、母親と夫婦の 3 人で、2ha 程度を耕作しておられます。農業用機械は、実家の倉庫にトラクター、コンバイン、田植機等一通り揃っています。申請地は、実家から 10m 程度離れた位置にあり、現在譲受人が借りて耕作されている土地です。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 5 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田で、田が 1 筆の、面積が 143㎡で、贈与による所有権移転です。 なお、次の 6 番の申請農地との交換となっております。 以上で、5 番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員 2 番です。調査報告いたします。令和 7 年 5 月 16 日、譲受人と現地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、よく保全管理がなされた田で、取得後は稲作をするということでした。譲受人の労働力は、2 人で、農業用機械については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等所有されております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 6 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府で、畑が 1 筆の、面積が 196㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、6 番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、推進委員 9 番です。調査報告いたします。令和 7 年 5 月 13 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、夫婦 2 人で、農業用機械は、耕耘機 2 台、刈払機、軽トラック 1 台を所有されています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
委員	それでは、引き続き 7 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳で、畑が 1 筆の、面積が 184 m²で、売買による所有権移転です。 以上で、7 番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員 4 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 4 番です。調査報告いたします。現地は、伊集院蒲生溝辺線の建設予定地の残地になります。令和 7 年 5 月 13 日、譲受人の代理人の行政書士と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現地は、184 m²と狭小ではありますが、農業用倉庫と雑木が生えており、伐採・除根を行い、梅の木を植樹することでした。譲受人は 20 a ほどの稲作をされており、労働力は、夫婦 2 人で、農業用機械は、トラクター、管理機、防除機、コンバインなどを所有されています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 7 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。 ——— 日程第4 議案第2号 ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。参考資料の方も1ページからありますので、ご覧ください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、変更前の申請地が、平松の畑、3筆、合計面積943㎡となっております。 当初計画では、令和6年12月5日付けで、宅地造成として、5条許可を受けておりますが、今回、その3筆を合筆し、公衆道路部分を除いた、面積912㎡を月極駐車場として利用する事業計画変更となっております。 この後の、議案第3号の3番で、農地法4条申請が、併せて提出されております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、議案第3号の3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東

委員	に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道と用悪水路、南が宅地、北が宅地と田です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、変更前の申請地が、蒲生町上久徳の畑、1筆、面積768㎡となっております。 当初計画は、先月の案件で、令和7年5月9日付けで資材置場として、5条許可を受けておりますが、今回、隣接する畑1筆、面積799㎡を追加した、計2筆の合計面積1,567㎡を一体利用、資材置場とする事業計画変更となっております。 この後の、議案第4号の13番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番に、議案第4号13番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑（転用許可地）、南が畑（現況山林）、北が里道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、里道を復元して、物を置かないこと。工事完了後、農業委員会で確認する。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議 長	それでは、3番につきましてご説明いたします。 当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、申請地は、寺師の田、1筆、面積324㎡となっております。 当初計画では、〇〇が、ペタンク場として、令和2年1月10日付けで5条許可を受けておりますが事業に着手できず、今回、〇〇が事業継承を行い、貸資材置場として利用する事業計画変更となっております。 この後の、議案第4号の16番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、議案第4号16番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約630mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が田、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 それでは、お諮りいたします。 これより、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員 議 長	〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番から3番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番から3番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号 ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから5ページでございます。今月の申請件数につきましては、5件となっております。参考資料が13ページからになりますので、ご確認ください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は、脇元の畑3筆、合計面積79㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地拡張・通路となっております。申請理由は、所有している住宅の宅地の一部と通路として利用しているため、隣接する宅地3筆と一体利用の全事業面積が396.66㎡となります。 参考資料の16ページに顛末書が添付されておりますが、昭和51年頃に申請人の父親が家を建てる際に宅地及び宅地への侵入通路として転用したもので、農地法について当時理解していたか不明である旨が記載されており、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員6番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約160mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と農道、西が農道と山林、南が農道と山林、北が宅地と農道です。申請実現の確実性としてしましては、顛末書もあり、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意

議 長	委 員 見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。
	申請人は〇〇、申請地は、寺師の田、1筆、面積937㎡です。農地区分は、第2種農地、転用目的は、貸資材置場となっております。申請理由は、鳥獣被害があるため、貸資材置場として利用したいとのことです。隣接する雑種地725㎡と一体利用の全事業面積が1,662㎡になります。 こちらは、建物を建てない資材置場になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 はい、農業委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約870mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が田、南が雑種地、北が農道です。申請実現の確実性として、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。
	以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、3番につきましてご説明いたします。
	申請人は〇〇、申請地は平松の畑、1筆、面積912㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、月極駐車場となっております。申請理由は、駐車場が不足しているため月極駐車場として利用したいとのことで、先ほどの議案第2号の1番と関連する案件となります。

事務局	こちらは、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第2号の1番で、農業委員5番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は、西餅田の畑、1筆、面積11㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、公衆用道路となっております。申請理由は、隣接地に住宅建築の際、建築基準法の規定により前面道路が狭かったため、分筆し後退した部分を公衆用道路としたいとのことです。 参考資料の26ページに始末書が添付されておりますが、内容につきましては、令和3年に農地法5条許可を受ける際に、セットバック部分として分筆した土地が農地のまま残っていた旨の経緯が記載されており、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連し、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約100mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が畑と宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、始末書もあり、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。

	事務局 申請人は〇〇、申請地は、蒲生町白男の畑2筆、合計面積189㎡です。農地区分は第1種農地で、転用目的は、通路となっております。申請理由は、自宅の立替え時の資材運搬用の通路として利用したいとのことで、この後の、議案第4号の14番で、農地法5条申請の隣接地〇〇の一部22.5㎡と一体利用で全事業面積が296.5㎡となっております。 この申請は、一時転用ですので、一時転用終了後、農地に復元することを許可書の条件に付したいと思います。 また、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、一時転用に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約470mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と畑、西が田と畑、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、工事完了後、令和8年5月31日までに農地に復元すること。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 なお、5番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ———— 日程第6 議案第4号 ————
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から18番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、6ページから10ページでございます。今月の申請件数につきましては、番号11番が現地調査時に盛土規制法に該当するのではと調査員から指摘があり、申請人が県に確認をしたところ該当することがわかり、それに伴う資料の修正等が間に合わず取下げの申請がありましたので、17件となっております。参考資料は、32ページからになっていきますので、ご確認をお願いいたします。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町西浦の田が1筆で、申請面積が1,003㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電施設を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約430mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地と畑、南が田、北が宅地と畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準につ

議 長	委員 いて調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西宮島町の畑が1筆で、申請面積が192㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、申請地に自己住宅を建築し、自己の生活の安定を図りたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい、推進委員6番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約70mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆で、申請面積が1,732㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅（1棟）を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、農業委員 16 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約 400m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が宅地と市道、北が田と水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇ほか 1 名、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田と畑が 4 筆で、申請面積が 2, 275 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅（1 棟）を建築したいということです。 なお、加治木町木田〇〇の宅地 112 m²と一体利用で、全事業面積が 2, 387 m²となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員 11 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 11 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約 90m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が公衆道路、西が用悪水路と宅地、南が用悪水路、北が国道と宅地と田です。申請実現の確実性として、融資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議 長	それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆で、申請面積が762㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅（1棟）を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約270mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長	それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が1筆で、申請面積が796㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅・事務所で、申請理由は、住宅を兼ねて在宅勤務するための事務所を建築したいとのことです。 参考資料の58ページに、一般住宅の基準である概ね500㎡を超えておりますので、面積超過の理由書を添付しております。内容につきましては、申請人がコンサルティング業に勤めており、住居に事務所を併設し、出入り口、駐車スペースや回転場所を設ける計画をしており、宅地面積は445㎡ですが、事務所関係部分が351㎡必要との旨の理由書が添付されております。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、推進委員１１番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約９０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、７番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、７番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇他１名、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が１筆で、申請面積が３０１㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第１種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、自己住宅を建築するとのことです。 こちらの申請は、第１種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員８番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員８番です。調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であります。第１種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約１０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が畑（転用許可地）、北が農道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、８番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、8番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆で、申請面積が771㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、建築条件付売買予定地で、申請理由は、建築条件付売買予定地造成（3区画）を行うとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約140mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が公衆用道路、南が公衆用道路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 〔休 憩〕
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆で、申請面積が2,136㎡のうち632㎡です。権利の内容は、賃借権で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、店舗で、申請理由は、既存の店舗を取り壊し、店舗を拡張したいとのことです。 この申請は、隣接地〇〇の宅地963.43㎡と一体利用となり、全事業面積が1,560.43㎡となります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、農業委員１８番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約２００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１０番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１０番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が１筆で、申請面積が２７３㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、月極駐車場で、申請理由は、駐車場としての利用が見込まれるため、月極駐車場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、月極駐車場なので、工事の完了の報告があった日から３年間６か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員６番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員６番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約２１０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が墓地、西が農道、南が農道、北が墓地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	１１番については、取り下げでございます。 次に、１２番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、１２番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西宮島町の畑が２筆で、申請面積が５３０㎡のうち５１１㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅、申請理由は、職場に近い申請地に自己住宅を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員１８番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員１８番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約２２０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１３番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が１筆で、申請面積が７９９㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第２種農地、転用目的は、資材置場、申請理由は、隣接地の資材置場が手狭になったためとのことです。 こちらの申請は、議案第２号の２番と一体利用となっており、全事業面積が１，５６７㎡となります。議案第２号の２番との関連の案件でございます。 以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第２号の２番で、農業委員８番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、１４番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、14番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町白男の田が1筆で、申請面積が1,169㎡のうち85㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、通路、申請理由は、自宅の建替え時の資材置場用の通路として利用したいとのことです。 この申請は、隣接地〇〇の一部宅地22.50㎡と一体利用となり、全事業面積が296.50㎡となります。 なお、申請が一時転用なので、一時転用終了後、農地に復元する事を許可書の条件に付したいと思います。また、こちらの申請は、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、一時転用に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約470mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が市道と宅地、南が田です。北が田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、工事完了後、令和8年5月31日までに農地に復元すること。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、15番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、宮島町の畑が2筆で、申請面積が199㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、申請地を隣接宅地の駐車場として利用したいとのことです。

事務局	この申請は、隣接地〇〇宅地の一部 9 6. 5 4 m²、〇〇宅地の一部 9 1. 3 5 m²、〇〇宅地の一部 1 5 6. 5 7 m²と一体利用で、全事業面積が 5 4 3. 4 6 m²となります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 1 6 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 2 7 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が畑と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、1 6 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、寺師の田が 1 筆で、申請面積が 3 2 4 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 1 種農地、転用目的は、貸資材置場で、申請理由は、経営している〇〇へ貸資材置場として利用したいということです。 こちらの申請は、議案第 4 号の 1 7 番、議案第 4 号の 1 8 番と一体利用で、全事業面積が 1, 1 8 1 m²となります。議案第 2 号の 3 番との関連の案件でございます。 なお、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から 3 年間 6 か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。また、こちらの申請は、第 1 種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第 2 号の 3 番で、推進委員 8 番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。

議 長 事務局	次に、１７番について、事務局の説明を求めます。 それでは、１７番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、寺師の田が１筆で、申請面積が１６９㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第１種農地、転用目的は、貸資材置場・通路、申請理由は、経営している〇〇へ貸資材置場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、議案第４号の１６番、議案第４号の１８番と一体利用で、全事業面積が１，１８１㎡となります。 なお、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から３年間６か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。また、こちらの申請は、第１種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。 議 長 委 員 はい、推進委員８番です。調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であります。第１種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約６３０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が用悪水路、西が田、南が田、北が県道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、水路に土砂流出をさせないこと。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 議 長 事務局 次に、１８番について、事務局の説明を求めます。 それでは、１８番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、寺師の田が１筆で、申請面積が６８８㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第１種農地、転用目的は、貸資材置場・通路、申請理由は、経営している〇〇へ貸資材置場として利用したいとのことです。
-----------------------	---

事務局	こちらの申請は、議案第4号の16番、議案第4号の17番と一体利用で、全事業面積が1, 181㎡となります。 こちらの申請地は、令和6年4月30日に農地法第3条で〇〇から〇〇に売買されていましたが、耕作することがなかったため、〇〇から元の所有者の〇〇に所有権を戻してから申請されていることを申し添えます。 なお、こちらの申請は、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。また、こちらの申請は、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で報告を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約630mの位置です。被害防除現況としましては、東が用悪水路、西が田、南が宅地と山林と雑種地、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、水路に土砂流出をさせないこと。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 議 長 議 長 事務局	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から１８番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、７番、１４番、１６番、１７番、１８番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ———— 日程第７ 議案第５号 ———— それでは、日程第７、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 １番から９１番について、事務局からの説明を求めます。 それでは、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画についてご説明します。総会資料の１１ページをご覧ください。 契約の始期は、令和７年７月１日を予定しております。新規が５９筆、７０，１１６㎡、変更が３２筆、３５，２０５㎡、契約年数につきましては、３年間が３件、５年間が１３件、１０年間が１９件、耕作者変更に伴う残存期間の契約が８件の合計４３件、面積の計が１０５，３２１㎡となっております。 契約の詳細につきましては１２ページから１７ページに記載しておりますのでご確認ください。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地９１筆中７６筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。 また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 議事参与についてです。 資料の１６ページから１７ページです。６９番・７０番から８８番が〇〇委員、８９番が〇〇委員、９０番から９１番までが〇〇委員に関連する議案となっております。 つきましては、農業委員会等に関する法律 第３１条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。 以上で説明を終わります。
---	--

議 長	これより、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 番から 9 1 番について、質疑に入ります。 なお、6 9 番から 9 1 番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、1 番から 6 8 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	農業委員 1 4 番です。総会資料の 1 1 ページで、存続期間の欄で 4 行目の残存期間（耕作者変更）というのは、どういうことか詳細をご説明ください。
事務局	説明いたします。例として 1 5 ページの 5 9 番の方をご覧ください。始期が令和 7 年 7 月 1 日、終期が令和 1 7 年 2 月 2 7 日で、存続期間が 9 年 8 か月と記載されておりますが、これ以降の方についても端数月の契約となっておりまして、当初 1 0 年の契約を結んだ後に、耕作者の方が一度解約されて、残りの期間を新たな耕作者が引き継ぐ契約となりましたので、1 1 ページのような表記としております。
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 番から 6 8 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1 番から 6 8 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、6 9 番から 8 8 番の関係者、農業委員 1 番の退席をお願いします。
委 員	〔委員退席〕
議 長	それでは、6 9 番から 8 8 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、69 番から 88 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、69 番から 88 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 1 番の着席をお願いします。 それでは、次に、89 番の関係者、農業委員 9 番の退席をお願いします。
	委 員	〔委員退席〕
議 長		それでは、89 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、89 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 5 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、89 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員 9 番の着席をお願いします。

議 長	次の、９０番と９１番につきましては、私が議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります、岩元委員と議長を交代し、私は退席いたします。
委 員	〔会長 退席・職務代理者農業委員 議長席着席〕
議長職務代理	それでは、９０番と９１番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議長職務代理	それでは、お諮りいたします。議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、９０番と９１番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議長職務代理	賛成多数により、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、９０番と９１番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、会長と議長を交代いたします。会長の議長席への着席をお願いします。
委 員	〔職務代理者農業委員 議長席退席・会長 議長席着席〕
———— 日程第８ ————	
議 長	次に、日程第８、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。資料は、別紙になります。 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。貸付開始日は令和７年６月１日、新規４８筆、５８，４１３㎡となっております。県知事の認可日は、令和７年５月２２日、同日付で公告となっております。 概要については、２ページから３ページ、各筆の明細については、４ページから６ページをご確認ください。

	事務局	以上で報告を終わります。
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第 9 ————
議 長		次に、日程第 9、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。今月は、14 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（5 月分）をご確認ください。 なお、先月に引き続き〇〇の解約が 5 件ありますが、これについては、すでにあっせん申し出があったものもありますので、引き続きご対応をよろしくをお願いします 以上で報告を終わります。
議 長		それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第 10 ————
議 長		次に、日程第 10、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
	委 員	「意見等なし」
議 長		事務局からは、何かありませんか。
	事務局	「事務局から」 ○盛土規制法について
議 長		それでは、以上をもちまして、令和 7 年 5 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
-----	-----------------

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____